

福井県における建設リサイクルの実施に関する指針

〔 福井県における特定建設資材に係る分別解体等および
特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針 〕

平成 1 4 年 4 月

福 井 県

目 次

第1章 本指針の位置付け	1
第2章 建設リサイクルを促進するための基本的方向	
2. 1 基本理念	2
2. 2 分別解体および再資源化の方向	2
2. 3 関係者の役割	3
2. 4 地域特性	5
2. 5 建設工事の状況	8
2. 6 特定建設資材廃棄物の排出および再資源化の状況	12
2. 7 再資源化施設等の立地状況および稼働状況	13
2. 8 最終処分場の立地状況および残存容量	14
2. 9 県における届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準	14
2. 10 県における再資源化をしなければならない距離に関する基準	17
第3章 発生抑制のための方策	
3. 1 基本的方策	19
3. 2 関係者の役割	19
第4章 再資源化等に関する目標の設定と再資源化を促進するための方策	
4. 1 基本的方策	21
4. 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定	22
4. 3 具体的方策	22
4. 4 その他の建設資材廃棄物の再資源化等の方向	23
4. 5 建設資材廃棄物の適正処理の方向	23
第5章 再生建設資材の利用を促進するための方策	
5. 1 基本的方策	25
5. 2 関係者の役割	25
5. 3 県（公共）事業における利用の目標	26
5. 4 地域の産業における利用の方向	26
第6章 その他の重要事項	
6. 1 建設リサイクルの意義に関する知識の普及	27
6. 2 建設資材のリサイクルに要する適正な費用の支払い	27
6. 3 他の廃棄物の減量化・リサイクル施策との連携	28
6. 4 特定建設資材のリサイクルの適正な実施の確保	28
6. 5 本指針の見直し等	28

再資源化施設の現況（位置図）

第 1 章 本指針の位置付け

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、平成 12 年 5 月 31 日公布、平成 12 年 11 月 30 日施行、略称「建設リサイクル法」、以下「法」という。）第 4 条に基づき、国が法第 3 条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年 1 月 17 日公表）に即して、福井県（以下「県」という。）における特定建設資材に係る分別解体等を促進し、また、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な事項を定めたものです。

第2章 建設リサイクルを促進するための基本的方向

2. 1 基本理念

恵み豊かなふるさと福井の環境を保全し、将来の世代へ継承するとともに、人類の生存基盤である地球環境の保全に取り組むことは、今日の世代に生きる者すべての責務であり、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

こうした観点から、県では、環境施策のより一層の推進を図るため、平成14年1月、「環境立県 福井」を宣言しました。

建設工事においても、資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、①建設資材廃棄物の発生を抑制すること、②建設工事に使用された建設資材を再使用すること、③建設資材廃棄物の再資源化等を促進すること、④建設資材廃棄物の再資源化等により得られた物（以下「再生建設資材」という。）の利用を促進すること、という観点を持った、「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」を構築することが必要です。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、県における建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に実施する必要があります。

2. 2 分別解体および再資源化の方向

建設資材のリサイクル（分別解体等と廃棄物の再資源化）対策の方向としては、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとします。

（1）基本的方向

- ①まず第一に、建設資材廃棄物の発生抑制に努めるものとします。
- ②次に、建設工事に使用された建設資材をできるだけ再使用するものとします。
- ③発生の抑制や再使用を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行うものとします。
- ④再使用または再生利用が困難な場合や、環境への負荷の程度等の観点から再使用または再生利用が適切でない場合等には、燃焼の用に供することができるものまたはその可能性のあるものについては、熱回収（サーマル・リサイクル）を行うものとします。
- ⑤再使用、再生利用、熱回収のいずれもが不可能なものは、適正に処理し最終処分するものとします

また、熱回収後などに発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）や福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に基づいた適正な処理を行わなければなりません。

（2）分別解体等の方向

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事や修繕工事、特定建設資材を用いて新築する工事にあって、その規模が県において定める規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、発注者または請負契約によらないで自ら施工する方（以下「自主施工者」とい

う。)は、県(福井市内において行なう建設工事にあつては、福井市)が定めた窓口に届出等を行なわなければなりません。受注者または自主施工者は、正当な理由がある場合を除いて、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しながら施工(分別解体等)し、また、受注者は、建設資材廃棄物の再資源化を行うという「建設資材のリサイクル」を実施しなければなりません。なお、届出等の規模に満たない建設工事であっても、できる限り分別解体等や再資源化を行うことが望まれます。

特定建設資材の分別解体等は、その対象となる建築物の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があります。国および県が定める一定の技術基準に従うとともに、建設工事に従事する方の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物の状況等に応じて、適切な施工方法により実施される必要があります。

特に、大量の建設資材廃棄物を発生することとなる解体工事については、それに必要な資格とともに、最新の知識および技術を有する方による施工が必要であるため、解体工事を施工する方の知識および技術力の向上を図るほか、このような技術を有する方に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等が行われる必要があります。

※「特定建設資材」とは、①コンクリート、②鉄筋コンクリート等、③木材、④アスファルト・コンクリート 以上の4品目です。

(3) 再資源化等の方向

受注者は、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物を再資源化しなければなりません。

建設資材廃棄物についての本県の現状および課題を踏まえると、その再資源化の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再使用、再生利用等の再生資源として利用することを促進する必要があります。

工事現場の状況等を考慮し、できる限り工事現場において特定建設資材4品目に係る分別解体等を実施し、また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化を促進することが望まれます。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、建設資材のリサイクルに要する費用を低減することが重要です。

ただし、指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、県において定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化施設がない場所で工事を施工する場合は、再資源化に代えて縮減(廃棄物処理法に基づく焼却等)を行うことができるものとします。

※「再資源化等」とは再資源化および縮減です。

※「特定建設資材廃棄物」とは「特定建設資材」が廃棄物になったもので、①コンクリート塊、②建設発生木材、③アスファルト・コンクリート塊 以上の3品目です。

2. 3 関係者の役割

建設資材のリサイクルを促進するために、関係者は、適切な役割分担の下で連携しつつ、それぞれの過程において積極的に参加することが必要です。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる方（以下「建設資材の製造者」という。）は、端材の発生が抑制される建設資材の開発および製造、建設資材としてリサイクルしやすいように使用される際の材質、品質等を表示すること、廃棄物の再資源化等が困難となる有害物質等を含む素材を使用しないことなどにより、建設資材廃棄物の発生の抑制（以下「発生抑制」という。）ならびに建設資材のリサイクルが容易となるよう努めなければなりません。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる方（以下「建築物等の設計者」という。）は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、発生抑制ならびに建設資材のリサイクルが効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければなりません。なお、建設資材の選択にあたっては、廃棄物の再資源化等が困難となる有害物質等を含まないものを選択するよう努めなければなりません。

(3) 発注者

対象建設工事を発注しようとする方（以下「発注者」という。）は、受注者が行う分別解体等を含む工事の内容や廃棄物の再資源化等の予定を十分理解し、工事の届出等や工事請負契約の書面への特定建設資材のリサイクル・縮減の方法ならびに費用等の明記等、法に規定された義務を適切に実施しなければなりません。

また、建設資材廃棄物の発生原因者として再資源化等に協力しなければなりません。契約にあたっては、建設資材のリサイクル・縮減が適正に実施されるために必要な費用を負担するとともに、元請業者に対して、発生抑制ならびに建設資材のリサイクル・縮減について明確な指示を行うよう努めなければなりません。

(4) 自主施工者

自主施工者は、対象建設工事の届出等および特定建設資材の分別解体等の実施、法に規定された義務を適切に実施しなければなりません。

(5) 元請業者

元請として対象建設工事を請け負う方（以下「元請業者」という。）は、発注者に建設資材のリサイクルの計画等について説明し、工事請負契約の書面への特定建設資材のリサイクル・縮減の方法ならびに費用等の明記、特定建設資材のリサイクル・縮減の着実な実施およびこれが完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適切に実施しなければなりません。

また、発生抑制ならびに建設資材のリサイクルの促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、発生抑制ならびに建設資材のリサイクルについて明確な指示を行うよう努めなければなりません。

なお、解体工事を施工する場合は、法に定める解体工事業の登録または建設業法第3条に定める建設業（土木、建築、とび・土工）の許可を有するとともに、解体工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません。

(6) 建設工事の施工者

建設工事を施工する方（以下「建設工事の施工者」という。）は、発生抑制ならびに建設資

材のリサイクル・縮減を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により発生抑制ならびに建設資材のリサイクルが容易となるよう努めなければなりません。

(7) 建設資材廃棄物の処理者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者および建設資材廃棄物が発生する建設工事の事業者から委託を受けてその処理を行う方（以下「建設資材廃棄物の処理者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化・縮減を適正に実施しなければなりません。

(8) 県

県は、発生抑制ならびに建設資材のリサイクル・縮減を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供および普及啓発を行うこととします。

公共工事の発注者としては、国の施策と連携するとともに、ISO14001 において設定した公共工事に関する目標の達成に取り組むこととし、また、「福井県公共工事環境配慮ガイドライン」および「福井県建設リサイクルガイドライン」に基づき必要な措置を行うこととします。

(9) 市町村

市町村も公共工事の発注者であり、国や県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努めなければなりません。

2. 4 地域の特性

(1) 地勢

本県は、本州日本海側のほぼ中央にあり、その地形は、敦賀市の北東にある山中峠から木ノ芽峠を経て、栃ノ木峠に至る峰を境として、北が嶺北、南が嶺南といわれる2つの地域に分けられ、地形や気候の面でそれぞれ異なった特徴を有しています。嶺北地域は、九頭竜川、日野川、足羽川からの土砂の堆積による福井平野を中心に、大野・勝山盆地、九頭竜川中流河谷や丹生山地、越前中央山地、岐阜県境に広く連なる越美山地、石川県にそびえる白山山地（加越山地）とそれに続く加越台地等から形成されています。嶺南地域は、変化に富むリアス式海岸が続き、沈水から免れた山地と沈水してしまった入江・湾が交互に並列しており、各湾や入江の奥には、沈水地を埋積した狭い堆積地が、敦賀、美方、小浜の小平野を形づいています。

また気候の面について、日本海に面し、北陸の西端に位置している本県は、冬期に曇りや雪の多い日本海式気候に属しています。しかし、地形や季節風の影響の違いなどにより、嶺南地域は山陰海岸型の気候で、冬の降水量は少なく温暖ですが、これに対して、嶺北地域の奥越では、北陸山地型の気候で、気温は低く、冬期の降雪が多くなっています。また、福井平野は、海岸に近い位置にありながら、海の影響の少ない内陸性気候を示しています。

資料）統計から見た福井のすがた－郷土のすがた（県情報統計課）・福井県環境白書

(2) 経済

①概況

近年の本県経済は、公共投資の減少、モノやサービスの市場価格の低下、個人消費の伸び悩み等で、全体的に厳しい状況で推移しています。平成11年度の県民経済計算は、建設業、

製造業、卸売・小売業等ほとんどの産業で生産額が前年度を下回り、経済成長率は名目で2.1%減となりました。なお、物価下落の影響で実質では1.3%減となり、マイナス幅が名目値よりも小さくなりました。

また、一人当たり県民所得は前年度より0.9%減の2,833千円となりました。(表-1)

表-1 県(国)民経済計算主要指標

項 目		福井県		国	
		10年度	11年度	10年度	11年度
経済成長率	名目(%)	△1.0	△2.1	△2.0	△0.7
	実質(%)	△1.2	△1.3	△1.9	0.5
県(国)内総生産(億円)		32,359	31,685	4,972,558	4,938,704
県(国)民所得(億円)		23,730	23,527	3,792,389	(3,829,620)
県(国)内総支出	名目(億円)	32,359	31,685	4,972,558	4,938,704
	実質(億円)	31,074	30,660	4,801,652	4,824,336
一人当たり県(国)民所得(千円)		2,858	2,833	2,999	(3,023)

注) 全国値の平成10年度分は旧経済企画庁「国民経済計算年報(平成12年版)」から、平成11年度分は内閣府「旧68SNA・平成2年基準四半期別GDP参考系列 時系列表」から引用。なお、()内は、93SNAによる参考値。

②事業所数・従業者数

平成11年における事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が39.4%と最も多く、ついでサービス業が25.8%であり、建設業は12.4%となっています。同年における従業者数の産業別割合も事業所数と同様な傾向であり、卸売・小売業、飲食店が28.3%と最も多く、ついで製造業が27.4%であり、建設業は12.2%となっています。(図1, 2)

③県内総生産

平成11年度の県内総生産は、3兆2,843億円となり、前年度より2.1%減となりました。

産業別の構成比で見ると第1次産業が1.3%、第2次産業が31.7%、第3次産業が70.7%となっており、個別には製造業が22.9%と最も多く、ついで電気・ガス・水道業が15.3%、サービス業14.9%となっており、建設業は8.6%となっています。(図-3)

図-1

事業所数の産業別割合(平成11年)

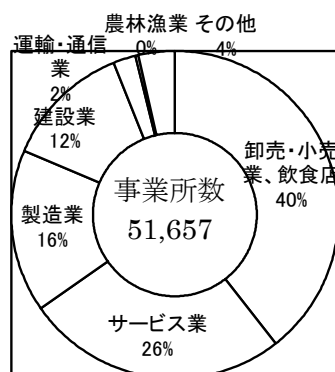


図-2

従業者数の産業別割合(平成11年)

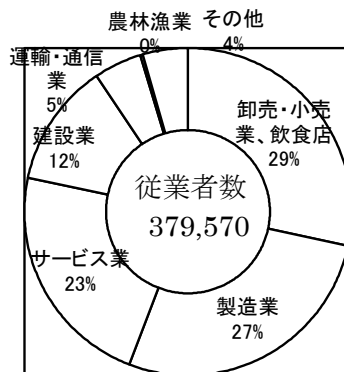
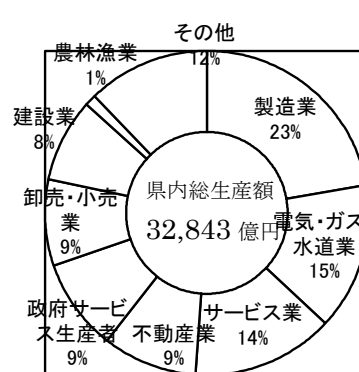


図-3

県内総生産額の産業別割合(平成11年度)



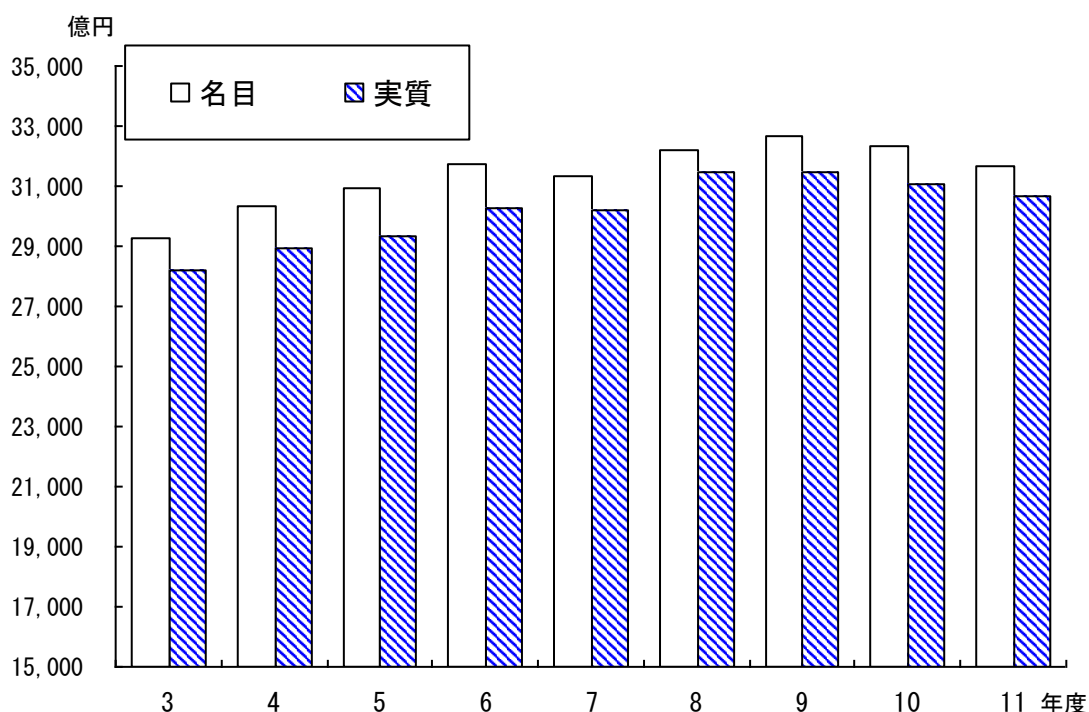
資料) 事業所数、従業者数の産業別割合: 平成11年事業所・企業統計調査報告(総務庁)

④県内総支出

平成11年度の県内総支出は、名目で3兆1,685億円、物価変動の影響を除いた実質で3兆660億円となり、対前年度増加率（経済成長率）は、名目で2.1%減、実質で1.3%減となっています。（図－4）

県内総資本形成は実質で3.2%減少しました。このうち民間総固定資本形成は、住宅投資が増加したものの、企業の設備投資が減少した結果、実質で0.3%の減少、また、公的総固定資本形成は、公共土木事業の減少により、実質で2.0%の減少となりました。（平成11年度福井県民経済計算の概要）

図－4 県内総支出の推移



資料）平成11年度福井県民経済計算の概要（県情報政策課）より抜粋

（3）社会

①人口と世帯

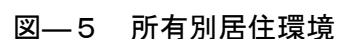
福井県の平成12年10月1日現在の人口は平成12年国勢調査の結果828,960人となり、世帯数は259,580世帯となっています。近年世帯の増加数は、人口の増加数を上回っています。

1世帯当たり人員は3.19人で、昭和50年が3.89人、昭和60年が3.65人、平成7年が3.35人であったのと比べると、年々、世帯規模の縮小が進んでいます。

平成11年（10月1日現在）の年齢構成指数を見ると、年少人口指数は24.9、老年人口指数は31.0、この両者を合わせた従属人口指数は55.9となっています。また、人口の高齢化の程度を敏感に示す老年化指数は、平成10年119.5、同11年124.6となっています。これは、平成10年の全国平均107.6と比較すると、これを上回っており、本県の高齢化の程度は全国平均より高いことを示しています。（平成10年で全国都道府県中第19位）

②居住環境

住宅に住む一般世帯の居住室数別世帯割合は、6室が最も多く15.0%を占め、5室、7室



一世帯当たり居住室数は全国を1.35室上回ります。住宅に住む一般世帯の延べ面積別世帯割合は、100～149㎡が最も多く24.7%を占め、次に50～99㎡が22.7%と続いています。また、一世帯当たり延べ面積は132.4㎡で全国の85.9㎡を大きく上回っています。（平成7年国勢調査報告）

2. 5 建設工事の状況

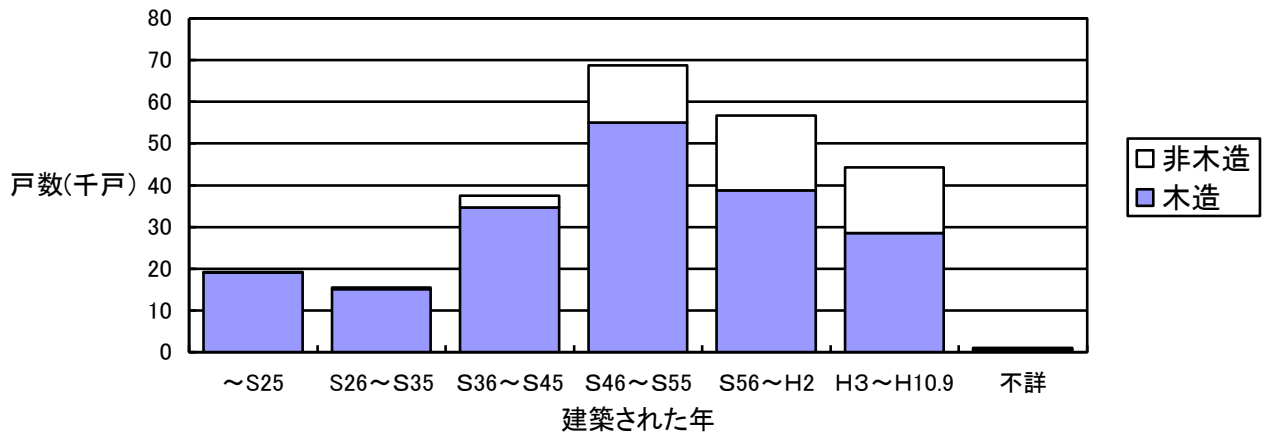
(1) 建設業および解体工事業の状況

また、法に基づき解体工事業の登録を受けた方は、平成14年3月末で14社となっています。

(2) 既存建築物の現状

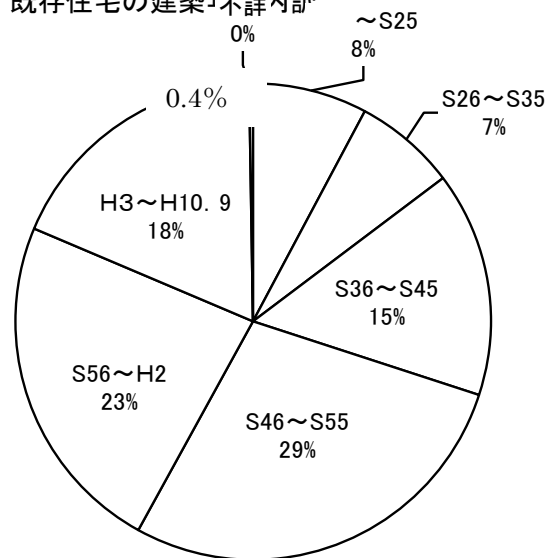
平成 10 年度の「住宅・土地統計調査」によりますと、本県の住宅総数は 244, 000 戸であり、

図 6 既存住宅の建設年・構造別内訳



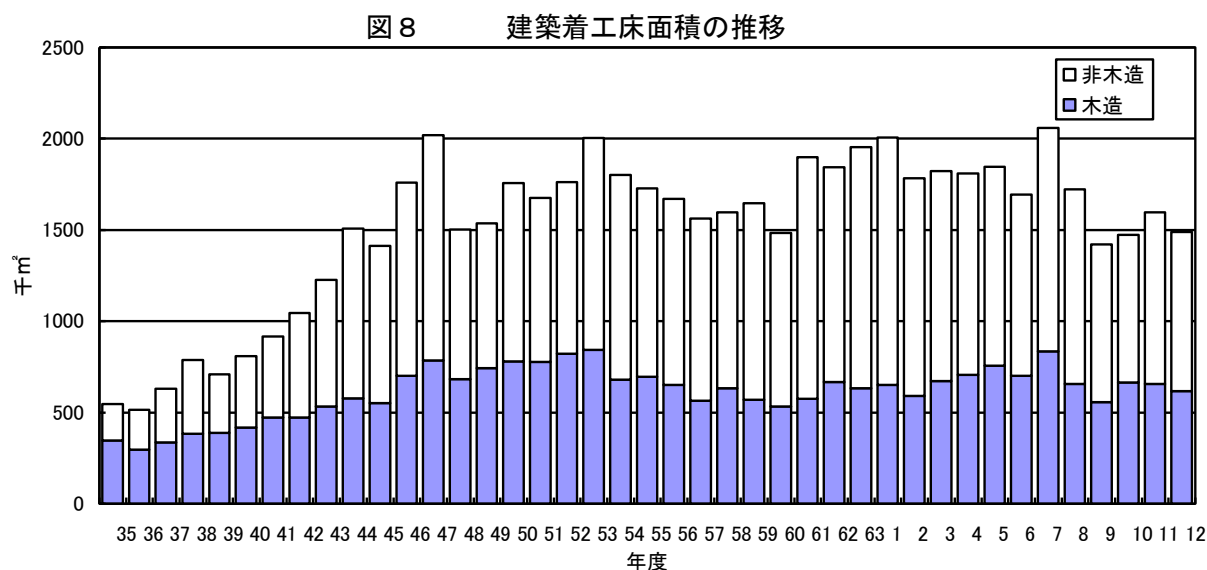
建築された年での内訳は、昭和 45 年以前に建築され 30 年以上経過した住宅が全体の 30% を占め、次に昭和 46 年～55 年が 29% となっています。また、木造住宅率は 83. 0% で全国の 31. 1% を大きく上回っています。(図 6, 7)

図 7 既存住宅の建築年別内訳



(3) 新築建築物の状況

建築物着工床面積の推移を見ますと、本県においても全国と同様、昭和40年代から50年代前半までの高度成長期には建築物の建設が急増しました。しかし、それ以降は概ね170万㎡/年で推移してきましたが、この数年間は経済情勢を反映して150万㎡/年となっています。構造別では昭和39年度までは木造が半数以上を占めてきましたが、40年代になると非木造が増加し木造化率は40%前後で推移しています。(図8)



このうち平成12年度の状況は、本県の着工建築物の延べ床面積は、1,488千㎡、用途別では居住系が58.6%を占め、鉱工業用が11.6%、商業用が9.3%などとなっています。(図9)

構造別では、鉄骨造が42.8%、木造41.5%、鉄筋コンクリート造11.2%などとなっています。(図10)

建築主別では、個人が56.0%、会社・団体が37.4%、県が2.8%などとなっています。(資料：建築統計年報)

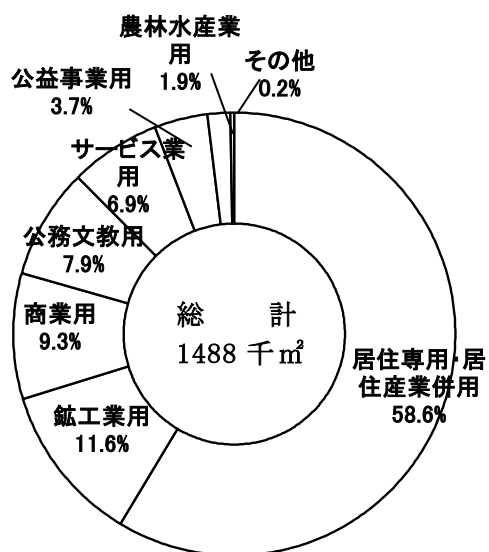


図-9 用途別の床面積

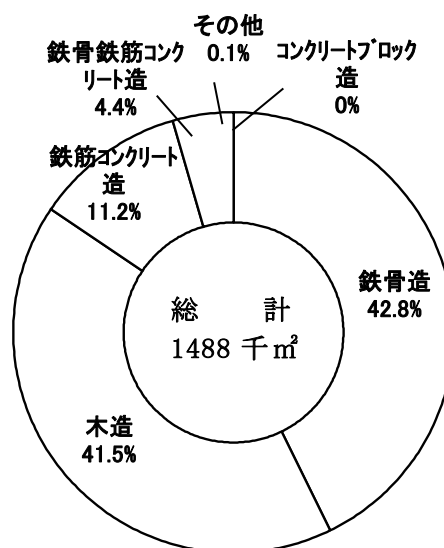


図-10 構造別の床面積

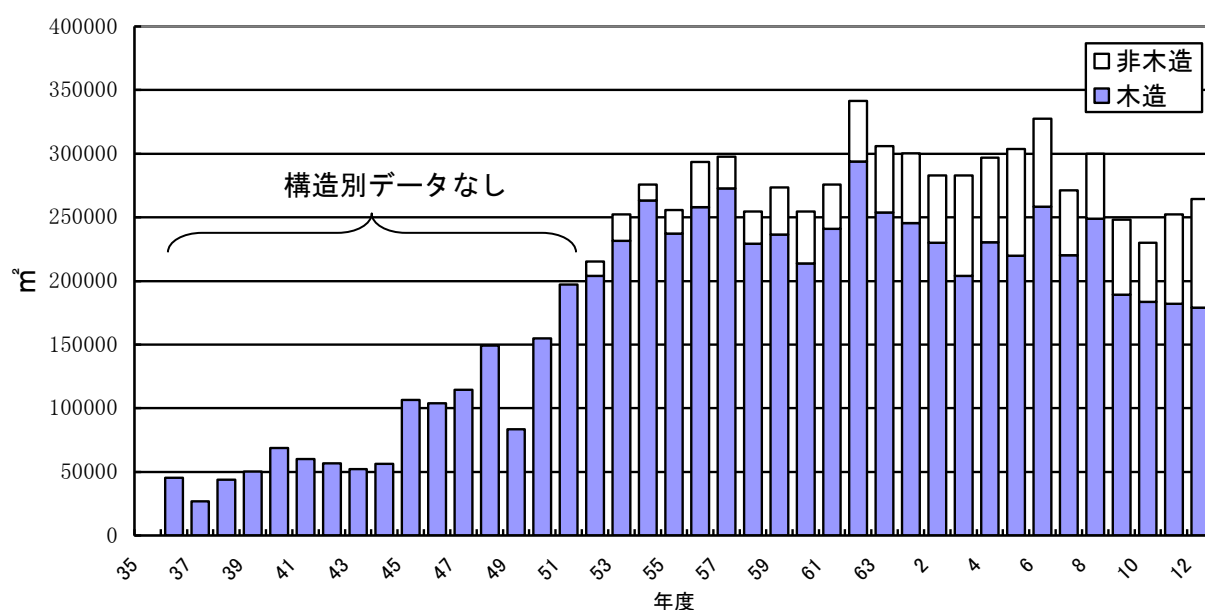
(4) 建築物の解体工事等の状況

①建築解体工事の推移

本県における建築物解体工事の推移は建築物着工と同じ傾向にあり、昭和 50 年代前半には 30 万㎡／年程度までに急増し、その後も同様な面積で推移してきました。しかし、この数年間は新築工事の減少を反映して 25 万㎡／年となっています。構造別では昭和 60 年代までは木造がほとんどでしたが、平成に入ると非木造の占める割合が 20～30%までとなりました。(図－11)

過去 3 ヶ年の解体工事の状況は下表のとおりです。その平均は木造が 18 万㎡(1,466 棟)、

図－11 建築解体工事の推移



非木造が 6 万 8 千㎡ (228 棟) となっています。

表－2 過去 3 ヶ年の建築物解体工事の状況

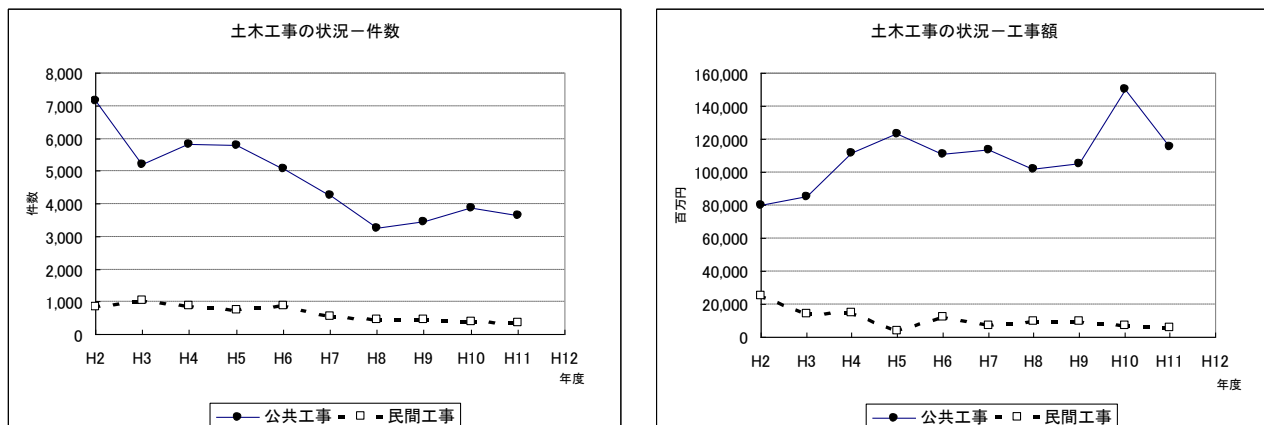
	構造別	除却床面積 (㎡)	合計 (㎡)	棟数	合計 (棟)
H 1 0	木造	183,521	230,151	1,497	1,704
	非木造	46,630		207	
H 1 1	木造	181,948	252,321	1,470	1,681
	非木造	70,373		211	
H 1 2	木造	179,066	264,507	1,431	1,698
	非木造	85,441		267	

資料) 建築統計年報

(5) 土木工事の実施状況

土木工事の実施状況は次表のとおりで、平成 7 年度以降、経済の低迷等を反映してほぼ横ばい傾向にあります。また、土木工事の大部分が公共工事となっています。

図-12 土木工事の状況



資料：「公共工事着工統計」「民間土木工事着工統計」（国土交通省）。なお、両調査は、平成 12 年度より「建設工事受注動態統計調査」に統合・変更になった。

そのため、経年的にデータの連続性が確保できていないことから、平成 12 年度は掲載していない。なお、平成 12 年度以降は工事件数を調査していない。

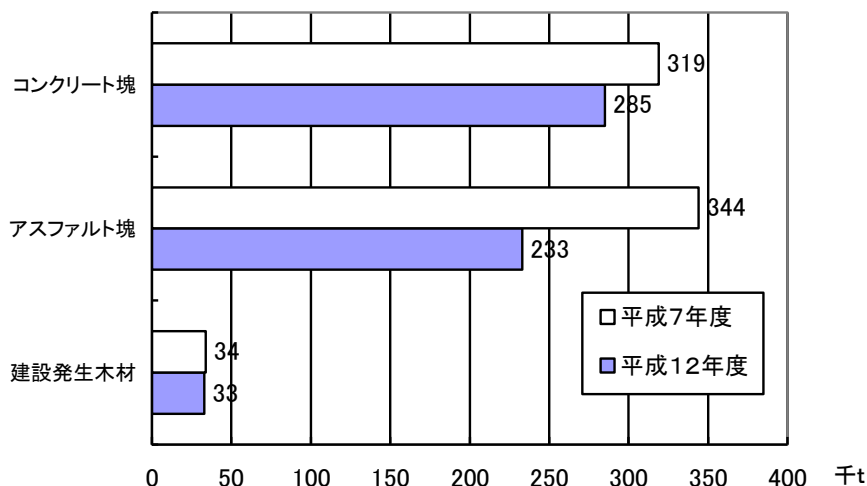
2. 6 特定建設資材廃棄物の排出および再資源化の状況

特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の排出量は次のとおりです。

平成 12 年度の特定建設資材廃棄物の排出量は、平成 7 年度に比較してコンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊は減少、建設発生木材はおおむね横ばいとなっています。

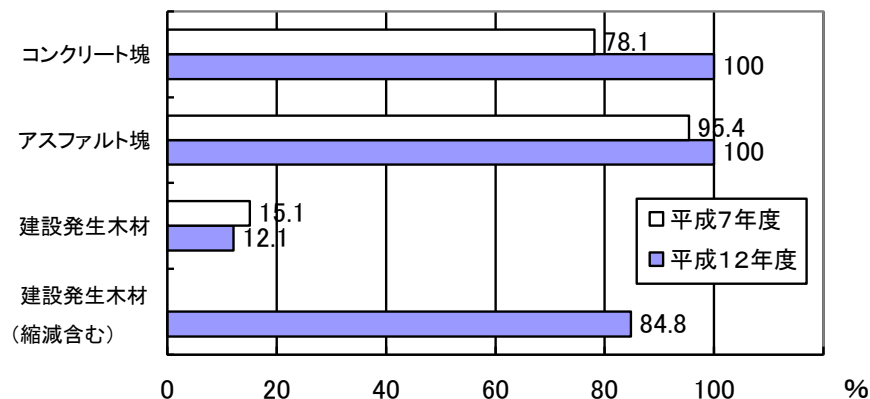
特定建設資材廃棄物の再資源化率は、平成 7 年度に比較してコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は向上しており、ほぼ 100%を達成しています。今後はその維持が課題となっています。建設発生木材は、リサイクルの進展がみられず、ほぼ横ばいとなっています。建設発生木材の再資源化率は 12.1%、焼却施設での縮減を加えた再資源化等率は 84.8% となっており、今後一層のリサイクルの推進が課題となっています。（図- 13、 14）

図-13 特定建設資材廃棄物の排出量(福井県計)



資料）「建設副産物実態調査（H12 年度）」（国土交通省）

図-14 特定建設資材廃棄物の再資源化等率(福井県)



資料)「建設副産物実態調査 (H12 年度)」(国土交通省)

注) 建設発生木材は、再資源化率(建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量の割合)の値で縮減を含まない。

- ※ コンクリート塊…コンクリートが廃棄物となったものならびにコンクリートおよび鉄から成る建設資材(鉄筋コンクリート等)に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの
 建設発生木材 …木材が廃棄物となったもの(ただし、建設リサイクル法の義務がかからない伐採木等を含んでいます。)
 アスファルト・コンクリート塊…アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの

なお、今後の公共投資や経済の動向などをもとに、将来における特定建設資材の発生量を予測すると、主に公共事業から発生するアスファルト・コンクリート塊は、ほぼ横ばいで推移するものと考えられます。

これに対して、建築物解体工事からの発生比率が高いコンクリート塊および建設発生木材については、高度成長期に大量に建築された建築物が今後更新期を迎えることから、その発生量も増加していくものと予測されます。

2. 7 再資源化施設等の立地状況および稼働状況

……別添位置図参照

コンクリート塊受入施設、アスファルト・コンクリート塊受入施設、建設発生木材のチップ化等プラントおよび焼却施設の立地状況および稼働状況は次のとおりです。

その地域的分布状況をみると、特に建設発生木材については、奥越地域、嶺南地域において、施設が少ない状況にあります。

表-3 再資源化施設等の立地状況および定格処理能力(平成14年2月時点)

	As 塊・Co 塊				建設発生木材		
	As 塊のみ 受入	Co 塊のみ 受入	As 塊及びCo 塊受入	計	破碎	焼却	計
					チップ化、堆肥 化、固形燃料化		
施設箇所	2	10	36	48	12	15	27
施設能力 (日) t①	480	6117	22197	28794	1463	176	1639
年間処理能 力千 t①× 260 日	125	1590	5771	7486	380	46	426

資料) 県廃棄物対策課

注) 定格処理能力は設備の最大処理能力で、実際の処理能力よりかなり高めとなっている。

2. 8 最終処分場の立地状況および残存容量

安定型最終処分場および管理型最終処分場の立地状況は次のとおりです。

なお、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊で再資源化されなかった廃棄物は安定型最終処分場で処分できますが、建設発生木材で再資源化されなかった廃棄物は、管理型最終処分場で適正に処分しなければなりません。

新たな最終処分場の確保は極めて困難になっており、既存の最終処分場の延命化等を促進することなどが求められています。

※ 安定型最終処分場…安定型処分品目（環境を汚染しない化学的に安定している産業廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場をいう

管理型最終処分場…管理型処分品目（化学的に変化しやすい産業廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場をいう

表－4 最終処分場の立地状況（平成14年2月時点）

		最終処分場	
		安定型処分場	管理型処分場
受入可能施設数	箇所	9	1
残余容量（平成13年3月時点）	千m ³	569	48

資料) 県廃棄物対策課

2. 9 県における届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準 （法第9条第4項により、県が条例で定めることができる建設工事の規模に関する基準）

県において届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準は、以下のとおりとします。

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事の場合	延床面積 80㎡以上
建築物新築工事の場合	延床面積 500㎡以上
建築物修繕・模様替（リフォーム等）工事の場合	工事額 1億円以上
その他工作物に関する工事・土木工事の場合	工事額 500万円以上

注) 請負工事の場合、工事額は税込みの請負金額。

なお、上記の基準により特定建設資材廃棄物の再資源化等が十分に行われないと認められる場合は、法第9条第4項において上記の基準に代えて条例により建設工事の規模に関する基準を定める場合があります。

以下に、国の規模の基準（政令）を設定したときの考え方などをもとに、県における規模の基準の考え方を示します。

（１）国の規模の基準（政令）の考え方

建築物の解体に伴ない発生する廃棄物の再資源化率の目標を定め、この目標を達成するために一定量以上の廃棄物を発生させる工事の規模を定めて再資源化を義務付けることとしています。

①再資源化等率の目標

解体工事における建設リサイクルのこれまでの目標（「建設リサイクル推進計画’97」における平成12年度の目標である90％）を上回る95％の再資源化等率を達成することを目指しています。

②建築物の解体工事の規模基準の設定

対象建設工事の基準としては、床面積と廃棄物発生量が表－5のように一定の相関がみられることから、規模基準の設定にあたっては、建築物の床面積を基準としています。

表－5 建築物の解体に伴う廃棄物発生量

床面積（㎡）	70	80	90	100
廃棄物発生量（t）	3.6	4.2	4.9	5.5

注）「建設副産物実態調査（平成7年度）」（国土交通省）より推計

設定した規模基準以上の工事に対しては、建設資材のリサイクルを義務付けることにより分別解体等および再資源化率は100％となります。また対象建設工事以外の解体工事の分別解体等および再資源化率については、平成7年度における建築工事の分別解体等および再資源化率（42％）と同等とすると、延床面積ベースでの捕捉率を91.3％程度確保することによって、全体としての分別解体等および再資源化率95％を確保することが可能となります。（ $91.3\% + (100\% - 91.3\%) \times 42\% = 95\%$ ）

よって、これに対応する延床面積として、表－6より80㎡以上を建築物の解体に係る対象建設工事の規模としています。

表－6 既存建築物の規模別分布（床面積）

区分	総数	規模別分布（％）			
		70㎡～	80㎡～	90㎡～	100㎡～
全 国	7,020 百万㎡	94.0	91.3	87.9	84.1
福井県	53 百万㎡	95.8	94.2	92.2	89.6

注）昭和39年以降の着工建築物の平成10年度時点での残存状況の推定値より算定

③建築物の新築・増築工事の規模基準の設定

新築工事から発生する廃棄物は主に建設端材であり、解体工事と比較すると床面積当たりの廃棄物発生量が少なく、新築工事については前項で定めた規模の解体工事と同程度の廃棄物が発生する工事の規模としています。

床面積 80 m²の建築物解体工事から発生する廃棄物の量と同量程度の廃棄物が発生する規模の新築工事の規模は、表－7 から床面積が 500 m²以上となることから、建築物の新築・増築工事の規模の基準は、延床面積が 500 m²以上のものとしています。

表－7 解体工事と新築工事の発生廃棄物量

床面積	解体工事			
	70 m ²	80 m ²	90 m ²	100 m ²
廃棄物発生量	36 t／棟	42 t／棟	49 t／棟	55 t／棟
床面積	新築工事			
	500 m ²	600 m ²	700 m ²	1000 m ²
廃棄物発生量	44 t／棟	53 t／棟	61 t／棟	87 t／棟

注)「建設副産物実態調査 (平成7年度)」(国土交通省)より推計

④建築物のその他の工事(修繕・模様替)の規模基準の設定

建築物の修繕・模様替についても新築・増築工事と同様に考えるとともに、床面積では表せない工事(壁、設備工事等)を包含できる基準として、工事金額1億円以上のものとしています。

(2) 建築工事における県の定めるべき基準の考え方

解体工事においては、表－6「既存建築物の規模分布」のとおり国の基準とする80 m²以上の建築物の占める割合が全国数値を上回っていることから、県においても延床面積80 m²以上である解体工事について事前届出等を義務付けることにより、95%以上の再資源化等率を達成することが可能と考えられます。

新築・増築工事においては、発生する建設端材等の廃棄物の床面積当たりの量の多少は、地域差よりも設計や施工方法に起因することが大きいと考えられるため、県においても建築物の新築・増築工事の規模の基準は、延床面積が500 m²以上のものとします。

また、その他の工事(修繕・模様替)においても同様に国の定める基準を適用することが適当と考えられ、県における規模の基準は、工事金額1億円以上のものとします。

(3) その他工作物・土木工事における県の定めるべき基準の考え方

建設リサイクルの推進には、公共事業が先導的な役割を果たすべきことから、公共工事が中心となる土木工事の規模について、民間工事が中心となる建築物解体工事を上回る率で廃棄物を捕捉する規模とする必要があるとの考えから、国においては建築物解体工事の対象工事規模80 m²以上の床面積捕捉率が91.3%であり、それを上回る捕捉率(96.7%)として、表－8に示すとおり、土木工事の基準としては工事金額500万円以上と定めています。

表－８ 土木工事別規模別の建設資材廃棄物捕捉率（％）

	工事規模	５００万円	１０００万円	１５００万円	２５００万円
全国	アスファルト塊	９６．３	８９．４	８３．９	７２．８
	コンクリート塊	９６．７	９１．０	８７．１	７９．２
	木材	９８．３	９６．５	９５．６	９３．７
	３品目排出量合計	９６．７	９０．３	８５．２	７６．０
福井県	アスファルト塊	８９．９	７１．２	５６．５	３５．７
	コンクリート塊	９０．４	７６．０	６４．８	４４．２
	木材	９５．２	９５．２	９３．７	９３．７
	３品目排出量合計	９０．１	７２．９	５９．４	３８．７

資料）「建設副産物実態調査（平成７年度）」（国土交通省）より推計

県における土木工事については、建設廃棄物全体の再資源化等率が建築工事よりも高く（表－９）、既に再資源化が相当進んでおり、また、土木工事のほとんどを占める公共工事については、受注者に再生資源利用促進計画書の提出を規定し、リサイクルの徹底を図ることとしています。よって、３品目排出量合計の捕捉率は 90.1%と 91.3%を若干下回っていますが、国の定める基準を適用することが適当と考えられ、県におけるその他工作物・土木工事に関する規模の基準は 500 万円以上とします。

なお、災害復旧工事・緊急復旧工事などにおいては、事務手続きによる工事着手の遅れなどにより県民に対するサービスの低下を招く場合があるため、特に緊急に着手する必要がある応急復旧工事等については、対象から除外することとします。

表－９ 平成 12 年度福井県内 発注区分別 建設廃棄物の再資源化等率 単位％

	土木工事							建築工事		計	合計
	公共土木					民 間 土 木	計	新築	解体		
	国	公団 等	県	市町 村	計						
建設廃棄物合計	100	88.9	98.6	97.3	97.9	94.1	97.7	25.0	88.0	80.6	93.0
コンクリート塊	100	100	100	100	100	100	100	—	100	100	100
アスファルトコ ンクリート塊	100	100	100	100	100	100	100	—	100	100	100
建設発生木材	100	—	50	0	75	0	60	0	4.8	3.6	12.1

資料）「建設副産物実態調査（H12 年度）」（国土交通省）より推計

注 1）建設廃棄物合計の再資源化等率とは、建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外を含む）として排出された量に対する、再資源化および縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお、再資源化等とは、再資源化および縮減のこと。

2）率数値は各量を千 t 単位にし計算を行った。

3）建設発生木材は、再資源化率（建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量の割合）の値で縮減を含まない。

2. 10 県における再資源化をしなければならない距離に関する基準

（法第 17 条により、県が条例で定めることができる距離に関する基準）

分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物は、再資源化をしなければなりません。

ただし、指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、再資源化施設の立地状況に地域偏在がみられ、これが原因で再資源化施設への運搬コストが過大となる場合があるため、本県において再資源化をしなければならない距離に関する基準は、以下のとおりとします。

工事現場から再資源化施設までの距離（直線距離）	50 km
-------------------------	-------

指定建設資材廃棄物については、上記の基準の範囲内に当該廃棄物の再資源化をするための施設がない場合で工事を施工する場合や地理的条件、交通事情、その他の事情により再資源化をすることが相当程度に経済性の面で制約がある場合は、次善の策として、再資源化に代えて縮減（廃棄物処理法に基づく焼却等）を行うことができます。

なお、上記の基準により指定建設資材廃棄物の再資源化率を高める必要があると認める場合は、法第17条において上記の基準に代えて条例により距離に関する基準を定める場合があります。

以下に、本県における距離に関する基準の考え方を示します。

国の省令では、廃棄物の運搬距離と再資源化の経済性を考慮して、50 km（直線距離）を縮減の距離基準と定めています。

県においては、表-10 から建設発生木材の平均運搬距離が50 km以内にあり、また再資源化等施設の現況図から、県内の全ての再資源化等施設（破碎後に再生利用する施設等）から50 kmでほぼ全県域を網羅していることから、県における縮減で足りるとする距離の基準は国と同様に50 kmとします。

表-10 建設発生木材の排出量と平均運搬距離（千トン、km）

	福井県	近畿地域	全国
排出量	33	601	5000
運搬距離	20.5	24.1	22.2

資料）「建設副産物実態調査（平成12年度）」国土交通省より推計

注）運搬距離は加重平均値である。

施設数および処理能力が限られ、再資源化施設までの距離が相当あり運搬費が増嵩すると予想される嶺南地域など、京都府、滋賀県等に立地する再資源化施設から50 km圏内となる区域では、県外への搬出も考慮していただくこととなります。

受入れ可能ないずれの再資源化施設からも50 km圏外となる区域については、建設発生木材を縮減（焼却）することが認められます。ただし、焼却施設の設置や管理は、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法等に従って行う必要があります、特に平成14年12月以降は新しく適用される基準を守らなければなりません。よって、50 km圏内に受け入れ可能な再資源化施設、焼却施設のどちらも存在しない場合は、50 km圏外の再資源化施設における再資源化を優先して行う必要があります。

第3章 発生抑制のための方策

3. 1 基本的方策

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、混合廃棄物のように減量することが困難なものが多く、このため、限られた資源を有効に活用するためには、建築物等の長期的使用、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の工事現場内での利用等を図るなどにより、発生を抑制することが特に重要となっています。

3. 2 関係者の役割

発生抑制にあたっては、建築物等について建設工事の計画・設計段階からの取り組みを行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理および修繕を行い、建築物等の長期的使用に努めなければなりません。

(2) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等を実施し、その耐久性の向上に努めなければなりません。修繕が可能なものについては修繕を実施し、そのための体制の整備に努めなければなりません。

(3) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、発注者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図る必要があります。

また、維持管理および修繕を容易にするなど、その長期的使用が可能な設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法を採用し、そのような建設資材の選択に努めなければなりません。

(4) 発注者

建設工事の発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的および経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めなければなりません。また、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めなければなりません。

(5) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、端材の発生が抑制される施工方法を採用し、そのような建設資材の選択に努めるほか、再使用可能な物を再使用できる状態にする施工方法を採用し、耐久性の高い建築物等を建築することなどに努めなければなりません。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用のための施工技術を開発すること、維持修繕体制を整備することに努めなければなりません。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、発生抑制に率先して取り組むこととします。

(7) 市町村

市町村も公共工事の発注者であり、国や県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努めなければなりません。

第4章 再資源化等に関する目標の設定と再資源化を促進するための方策

4. 1 基本的方策

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発および再生建設資材の利用の促進が必要です。

県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の整備に向けて取り組みを進めると共に、その実態を定期的に把握し、必要に応じて、事業者への国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するよう、その制度の普及に努め、再資源化施設等の整備を促進することとします。

4. 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定

建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用および廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要です。県においては、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとします。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	95パーセント以上
建設発生木材	95パーセント以上
アスファルト・コンクリート塊	95パーセント以上

なお、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材およびアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに再資源化等率100%を目指すこととします。

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況および社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとします。

以下に、県における特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の考え方を示します。

国では、特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標ををそれぞれ95%としています。（2.9（1）国の規模の基準の考え方①再資源化等率の目標）

県では、平成12年度建設副産物実態調査によりますとコンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊はほぼ再資源化率100%を達成しています。今後もそのリサイクルの維持を図ることが重要であることから、95%以上の再資源化等率を維持することを目標とします。

建設発生木材の再資源化率は12%、焼却施設での縮減を加えた再資源化等率は85%であり、今後一層のリサイクルの推進を図ることが必要なことから、95%以上の再資源化等率を達成することを目標とします。

4. 3 具体的方策

関係者は、以下に示す特定建設資材廃棄物の種類ごとの具体的方策等を着実に、かつ、速やかに実施する必要があります。また、その実施にあたっては、県内に立地する特定建設資材廃棄物の再資源化施設等を十分に活用する必要があります。

(1) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場および建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材または基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを引き続き促進します。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を行うよう努める必要があります。

(2) 建設発生木材

建設発生木材については、そのまま再利用できる品質のよい柱や梁などは少ないことから、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進します。

これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進します。特に堆肥化する場合は、発生した廃棄物に防腐剤、接着剤等が含まれていることが多く注意が必要です。

なお、建設発生木材の再資源化をさらに促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破碎したものをを用いて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）、再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発および用途開発を行う必要があります。具体的には、住宅構造用建材、コンクリート型枠等として利用することのできる高性能・高機能の再生木質ボードの製造技術の開発、再生木質マルチング材の利用を促進するための用途開発、燃料用チップの発電燃料としての利用等新たな利用を促進するための技術開発等を産官学共同で行う必要があります。

また、このような技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備を促進するための措置を行うよう努める必要があります。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを引き続き促進します。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材または基礎材等に利用することを促進します。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を行うよう努める必要があります。

なお、近年、道路等の舗装の表層用材料として、ガラス、ゴム、樹脂等が混入した加熱アスファルト混合物を用いる場合もありますが、再資源化の可能性が実証されていない材料または再資源化が困難な材料があることから、その再資源化のための技術開発等を進める必要があります。

(4) リサイクル技術の開発等

建設資材廃棄物の再資源化を促進するための技術開発等には、県の研究機関が積極的に取り組むこととします。

4. 4 その他の建設資材廃棄物の再資源化の方向

特定建設資材以外の建設資材についても、できる限り分別解体等を実施し、廃棄物を再資源化することが望まれます。

また、その再資源化が安全かつ経済的に行えるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取り組みが行われることが必要です。

具体的には、次のとおりです。

(1) 廃プラスチック類

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック類（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されており、廃プラスチック類の再資源化を促進する必要があります。このため、廃プラスチック類の再資源化が、安全かつ経済的に行えるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要です。

また、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造者によるリサイクルの取り組みが行われ始めているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力する必要があります。

(2) 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が急増すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を考えると、その再資源化を促進する必要があります。

このため、廃石膏ボードの再資源化が、安全かつ経済的に行えるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要です。

また、石膏ボードの製造者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬および再利用に向けた取り組みが行われているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力する必要があります。

4. 5 建設資材廃棄物の適正処理の方向

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要があります。

(1) 有害物質

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制および周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。また、建設資材廃棄物の処理等の過程に

において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散または飛散を防止する措置を行うよう努める必要があります。

非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散する恐れがあるため、解体工事の施工および非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を行う必要があります。

防腐・防蟻のため木材にＣＣＡ（クロム、銅およびヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「ＣＣＡ処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロムおよびヒ素が含まれることとなります。このため、ＣＣＡ処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてＣＣＡ処理木材として焼却または埋立を適正に行う必要があります。

ＰＣＢを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があります。そのため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法および廃棄物処理法に従って適切に措置されなければなりません。

第5章 再生建設資材の利用を促進するための方策

5. 1 基本的方策

建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再生建設資材を積極的に利用していくことが不可欠です。このことから、関係者の連携の下で、建設資材を、その需要の範囲内で再生資材に転換することなど積極的に取り組む必要があります。なお、再生建設資材の利用にあたっては、必要な品質が確保されていることならびに環境に対する安全性および自然環境の保全に配慮することが重要です。

5. 2 関係者の役割

再生建設資材の利用の促進にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階からの取り組みを行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加しなければなりません。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、品質および性能の確保に配慮しつつ、再生資材をできる限り多く含む建設資材の開発および製造に努めなければなりません。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、再生建設資材をできる限り利用した設計に努めなければなりません。また、このような建設資材の利用について、発注者の理解を得るよう努めなければなりません。

(3) 発注者

工事の発注者は、再生建設資材をできる限り選択するよう努めなければなりません。

(4) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、再生建設資材をできる限り利用するよう努めなければなりません。また、このような再生資材の利用について、発注者の理解を得るよう努めなければなりません。

(5) 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物の処理者は、再生建設資材の品質の安定および安全性の確保に努めなければなりません。

(6) 県

県は、再生建設資材の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供、普及啓発ならびに品質基準の策定および規格化の推進に努めるほか、品質および性能の確保に配慮しつつ、再生建設資材を率先して利用することとし、各関係者に対し再生建設資材の使用を要請することとします。

(7) 市町村

市町村も公共工事の発注者であり、国や県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努めなければなりません。

5. 3 県（公共）事業における利用の目標

県事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取り組みの先導的役割を担うことが重要であることから、再生建設資材を率先して利用することとします。

具体的には、道路等の舗装の路盤材または建築物等の埋め戻し材もしくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊またはアスファルト・コンクリート塊の再生建設資材である再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とします。（実施中）

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料および上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルおよび運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再生建設資材である再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とします。（実施中）

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況および生産能力ならびに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努めます。

さらに、その他の用途についても、再生建設資材の利用の促進が図られるよう積極的な取り組みを行うこととします。

なお、県事業以外の公共事業においても、国および県事業における方策に準じた取り組みを行う必要があります。

5. 4 地域の産業における利用の方向

県においては、県内で発生する再生資源を利用し、県内に事業所を有する方により製造されるリサイクル製品を「福井県認定リサイクル製品（平成11年12月制定）」として認定（平成14年3月現在37品目）し、県事業において積極的活用を図るとともに、各事業者にも利用を呼びかけています。今後は、さらに製品の利用拡大を促進するよう必要な方策を行うこととします。

第6章 その他の重要事項

6. 1 建設リサイクルの意義に関する知識の普及

建設資材のリサイクルを促進すること、再生建設資材の利用を促進することは、排出抑制、再生利用できない資材からの熱回収を促進することと一体的に取り組むことによって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等につながっていきます。そして、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくという意義をもっています。

このような建設資材のリサイクル、再生建設資材の利用を推進するためには、広範な県民の協力が必要なことから、県は市町村と協力して、環境の保全や循環型社会を形成するという意義に関する知識について、広く県民への普及および啓発を行うこととします。具体的には、パンフレットなどを作成し配布するとともに、インターネットを通じて情報の提供を行い、講習会などを実施することとします。

6. 2 建設資材のリサイクルに要する適正な費用の支払い

建設資材のリサイクルや再生建設資材の利用においては、工事の事前届出の義務を負う発注者や、建設資材のリサイクル・縮減の実施義務を負う元請業者等（受注者）が、その義務を確実に履行することが重要です。そのためには、建設資材のリサイクル・縮減に要する費用が、発注者および受注者間で適正に負担されることが必要です。

（１）発注者の責務

発注者は、自らに建設資材のリサイクル・縮減に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、その費用を適正に負担しなければなりません。

（２）受注者の責務

受注者は自らが建設資材のリサイクル・縮減を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明しなければなりません。

また、対象建設工事の受注者間（元請と下請の間）においても、建設資材のリサイクル・縮減に要する費用が適正に負担されることが必要です。

（３）工事請負契約の締結

発注者および受注者は、建設資材のリサイクル・縮減の方法ならびに費用等について工事請負契約の書面に明記し、相互に交換することにより、建設資材のリサイクル・縮減に要する費用が適正に負担されることを相互に確認することが必要です。

（４）県の役割

県は、建設資材のリサイクル・縮減に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが建設資材のリサイクル・縮減の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、その費用の適正な負担を実現するために理解と協力を得るよう努めます。

再生建設資材の利用についても、発注者および施工者ができる限り利用することが重要であることから、これら正しい知識を普及させるため、パンフレットなどを作成し配布すると

ともに、インターネットを通じて情報の提供を行い、講習会などを実施することとします。

6. 3 他の廃棄物の減量化・リサイクル施策との連携

廃棄物の減量・リサイクル・適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「福井県廃棄物処理計画」に基づき、建設廃棄物以外の廃棄物の関連施策との連携を強化し、「環境への負荷の少ない循環型社会」を構築するため、必要な措置を一体的に実施することとします。

6. 4 特定建設資材のリサイクルの適正な実施の確保

(1) 特定建設資材の分別解体等実施の確保

県または特定行政庁である福井市は、法に規程された特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するため、本指針等を考慮し、①届出の受理、審査および命令、②通知の受理、③助言または勧告、④命令、⑤報告の徴収、⑥立入検査等など、必要な措置を行うこととします。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等実施の確保

県は、法に規定された特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、本指針等を考慮し、①申告の受理、②助言または勧告、③命令、④報告の徴収、⑤立入検査等など、必要な措置を行うこととします。

(3) 解体工事業の登録実施の確保

県は、法に規定された解体工事業の登録等および特定建設資材のリサイクルの適正な実施を確保するため、本指針等を勘案し、①登録申請の受理、審査および登録、②通知の受理、③報告の徴収、④立入検査等を行うとともに、建設業法に基づく建設業の許可等の事務と併せ、必要な措置を行うこととします。

6. 5 本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材のリサイクル・縮減ならびに解体工事業登録の実施状況、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況および社会経済状況等を踏まえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うこととします。

福井県における建設リサイクルの実施に関する指針

■問合せ先

福井県 土木部 監理課 技術管理室
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL. 0776-20-0471 (直通)

FAX. 0776-22-8164

URL. <http://info.pref.fukui.jp/kanri/recycle/index.html>

E-mail : kanrika@ain.pref.fukui.jp